

公的研究費不正使用について

－取引業者の皆様へ－

大阪観光大学は研究費の不正使用に厳格に対応し、不正使用が起きない、起こさない環境づくりに取り組んでいます。研究費の不正使用に関して、厳しく取り締まっておりますので、ご協力をお願いします。

■ 公的研究費の不正使用とは

本学に対して実態を伴わない虚偽の書類（架空取引、品名替等）を作成し、実態があったものとして大学に提出して、不正に研究費を支出させることです。

- ・預け金：架空の発注・納品により支払われた研究費を取引先に管理委託することです。
- ・品名替：取引事実と異なる品名に書き換えた書類を大学に提出することです。
- ・その他：上記以外の虚偽の書類作成。

■ 不正行為に対する処分

取引業者が本学に対して虚偽の書類（架空取引、品名替等）の作成をした場合は、その内容に応じて一定期間取引を停止することになっています。また、本学の教職員等からの依頼があっても虚偽の書類（架空取引、品名替等）の作成は絶対にされないよう、ご協力をお願いします。

【不正行為をした場合の取引停止期間】

預け金や品名替等、不正行為に対しては、その内容に応じて、**1ヵ月以上12ヵ月以内**の一定期間、取引が停止されます。

また、特に悪質な不正行為と認められるときは、**12ヵ月を超える期間**の取引が停止されることがあります。

■ 公的研究費の不正使用に係る通報窓口

本学教職員から架空発注や虚偽の書類の作成等、不正と思われる取引の要請等があった場合は、事務局庶務課にご相談をお願いします。

大阪観光大学庶務課 TEL:072-453-8222 FAX:072-453-1451

e-mail:somu@tourism.ac.jp